
令和6年度 企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業 支援スタートアップ公募 公募要領

北九州市が、令和6年3月に策定した「北九州市基本構想・基本計画」では、経済成長を最優先課題に位置付け、「稼げるまち」を実現していくこととしています。

この「稼げるまち」を実現するために策定した「北九州市産業振興未来戦略」では、

『世界を先導する「グリーン×テック シティ Kitakyushu」』

～課題解決先進都市への挑戦～

をスローガンに取り組んでいくこととしています。

スタートアップは、優れた技術や斬新なビジネスアイデアを有し、機動性・柔軟性の高さから、経済成長及び課題解決のメインプレイヤーとなる大きなポテンシャルを秘めています。

そうしたスタートアップの成長につなげるため、企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業（以下「本事業」という。）による支援を行います。

この度、本事業において支援するスタートアップを募集しますので、本公募要領に従い応募してください。

1 事業目的

本市では、スタートアップ支援を推進するため、産学官60団体で構成される「北九州市 SDGs スタートアップエコシステムコンソーシアム」を設置し、スタートアップの創出・成長支援を行っています。

本事業では、未来の地域経済を牽引するような市内スタートアップの成長、優れた技術・斬新なビジネスアイデアを有する市内外のスタートアップによる行政課題の解決や市内企業との協業を通じたイノベーションを創出することで、本市の経済成長及び課題解決に貢献することを目的とします。

2 定義

本事業における用語の定義は、以下のとおりとします。

このうち、(1)～(4)については、支援プログラムの採択枠に応じて、応募の資格要件に関わる内容であるため留意してください。

(1) スタートアップ

次のいずれにも該当する企業をいう。

- ① 法人格を有すること。
- ② 応募時点で、設立してから15年以内であること。
- ③ 新しい技術の活用又は斬新なサービス等、新規性がある事業を、加速度的に拡大する志向を持っていること。
- ④ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲内であって、みなし大企業に該当しないこと（市内スタートアップ成長支援プログラムのみ適用する。）。

※ みなし大企業とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ア 同一の大企業（中小企業者以外の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- イ 2以上の大企業から3分の2以上の出資を受ける法人

(2) 市内スタートアップ

次のいずれかの要件を満たすスタートアップをいう。

なお、本事業による支援を開始した年度中に要件を満たす場合を含む。

- ① 法人登記簿上の本社又は本店が、北九州市内にある企業
- ② 主たる事業所が、北九州市内にある企業

(3) ディープテック

特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など、社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術で、北九州市が認めたもの。

(4) 市内企業

次のいずれかの要件を満たす企業をいう。

なお、本事業による支援を開始した年度中に要件を満たす場合を含む。

- ① 法人登記簿上の本社又は本店が、北九州市内にある企業
- ② 北九州市内に、事業活動を行う拠点があり、かつ、常勤の従業員を雇用している企業

(5) C x O人材

企業活動における、各業務及び機能の責任者をいう。

3 事業概要

本事業におけるスタートアップ支援は、「市内スタートアップ成長支援プログラム」及び「イノベーション支援プログラム」で構成されています。

支援にあたっては、本市及び本事業の運営を委託するフォースタートアップス株式会社が事務局を設置し連携して、支援するスタートアップを公募・審査・採択し、資金支援・伴走支援を行います。

【支援1年目（令和6年度）】

- ① 取組の着手から準備を行い、可能な限り実行まで進めます。
- ② 希望するスタートアップには、機運醸成イベントにおいて、会社紹介及び取組の内容を発表（ピッチ）していただきます。
- ③ 1年目の最後には、2年目の支援を希望するスタートアップを審査の上、支援の要否及び支援額等を決定します。

【支援2年目（令和7年度）】

- ① 本事業における取組に関して設定したKPIを達成するために活動してください。
- ② 下半期には成果発表会（デモデイ）を開催しますので、令和6年度採択スタートアップは全て参加し、成果発表（ピッチ）を行っていただきます。

【支援3年目（令和8年度）】

- ① フォローアップを行います。資金支援はありませんが、必要に応じて伴走支援を行います。
- ② 本事業において、未実装の製品・サービスに係る取組を行った場合は、この年度中に実装（一部でも可）してください。

- ✓ 市内スタートアップに特化した、研究開発・実証、事業展開、人材採用に対する資金支援・伴走支援を行う成長支援プログラム
- ✓ スタートアップによる行政課題の解決や市内企業との協業に対し資金支援・伴走支援を行うイノベーション支援プログラム



(1) 市内スタートアップ成長支援プログラム

① 「研究開発・実証支援」枠

市内スタートアップによる研究及び実証実験の実施、並びに試作品・サービスの開発・改良に係る調査・検討・開発・検証・準備等に対する資金支援・伴走支援を行う。

ア ディープテック系市内スタートアップに対する支援

・ 支援対象者

未実装の製品・サービスの研究開発・実証を希望する、シード期のディープテック系市内スタートアップ

・ 採択社数 1社程度

・ 支援期間 最大2年間（令和6・7年度）

・ 支援額 1社につき500万円/年×2年=1,000万円

(いずれも上限値)

・ 助成率 10分の10

・ 対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、研究開発費、消耗品費、保守・改造修理費、外注費、その他経費

イ その他分野の市内スタートアップに対する支援

・ 支援対象者

未実装の製品・サービスの研究開発・実証を希望する、ディープテック系以外のシード期の市内スタートアップ

・ 採択社数 2社程度

・ 支援期間 最大2年間（令和6・7年度）

・ 支援額 1社につき200万円/年×2年=400万円（いずれも上限値）

・ 助成率 10分の10

・ 対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、研究開発費、消耗品費、保守・改造修理費、外注費、その他経費

② 「事業展開支援」枠

市内スタートアップによる製品・サービスの売上拡大のための活動に係る調査・検討・開発・検証・準備等に対する資金支援・伴走支援を行う。

ア 支援対象者

実装された製品・サービスの事業展開を希望するアーリー期の市内スタートアップ

イ 採択社数 1社程度

ウ 支援期間 最大2年間（令和6・7年度）

エ 支援額 1社につき1,000万円/年×2年=2,000万円

(いずれも上限値)

オ 助成率 10分の10

カ 対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、研究開発費、消耗品費、保守・改造修理費、外注費、その他経費

③ 人材採用支援（公募なし）

市内スタートアップによるC x O人材の採用及び首都圏人材・外国人材のインターン・トライアル採用に対する資金支援・伴走支援を行う。

ア 支援対象者

上記「①研究開発・実証支援」枠又は「②事業展開支援」枠において支援する市内スタートアップ

イ 支援期間 最大1年間（令和6年度）

ウ 支援額 総額334万円（令和6年度）

エ 助成率 10分の10

オ 対象経費

- ・ C x O人材（候補を含む）の採用
新たに採用した人材の労務費
- ・ 首都圏人材・外国人材のインターン・トライアル採用
市内スタートアップの所在地と人材の居住地との往復に要する交通費・宿泊費
(消費税込み)

(2) イノベーション支援プログラム

① 「行政課題解決」枠

北九州市が設定した課題を解決するためのスタートアップによる実証実験及び研究開発の実施、並びに試作品・サービスの開発・改良に係る調査・検討・開発・検証・準備等に対する資金支援・伴走支援を行うもの。

ア 支援対象者

行政課題を解決する技術・サービスを持つ市内又は市外スタートアップ

イ 採択社数 4社程度

ウ 支援期間 最大2年間（令和6・7年度）

エ 支援額 1社につき400万円/年×2年=800万円（いずれも上限値）

オ 助成率 10分の10

カ 対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、研究開発費、消耗品費、保守・改造修理費、外注費、その他経費

② 「市内企業協業」枠

市内企業との協業によるオープンイノベーション又は生産性向上を目的とした、スタートアップによる実証実験及び研究開発の実施、並びに試作品・サービスの開発・改良に係る調査・検討・開発・検証・準備等に対する資金支援・伴走支援を行うもの。

ア 支援対象者

市内企業が協業を希望する市内又は市外スタートアップ

イ 採択社数 4社程度

ウ 支援期間 最大2年間（令和6・7年度）

エ 支援額 1社につき400万円/年×2年=800万円（いずれも上限値）

オ 助成率 10分の10

カ 対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、研究開発費、消耗品費、保守・改造修理費、外注費、その他経費

【留意事項】

- (1) 各プログラムにおける各採択枠に記載の採択社数は、あくまで目安であり、スタートアップ公募の際に、応募者から提出される経費予算明細書の金額(資金支援申請額)に応じて、予算の範囲内で可能な限り多く採択する予定です。
また、応募状況に応じて、各プログラム及び各採択枠を越えた、支援額・採択社数の調整を可能とし、柔軟に対応することとします。
- (2) 対象経費について、「人材採用支援」を除き、労務費及び旅費は対象外とします。
- (3) 記載の金額について、「消費税額込み」と記載していないものは、全て「消費税額抜き」の金額とします。
- (4) 2年目(令和7年度)の資金支援については、令和7年度予算の成立(北九州市議会の議決)をもって確定するため、その内容によっては支援額の変更又は資金支援の中止があり得ます。

4 応募資格

本事業へ応募するための資格は、プログラム別に、以下の要件を全て満たすこととします。用語の定義については、「2 定義」を参照してください。

なお、本事業の支援期間中に、要件を満たさなくなった場合、又は、要件を満たしていない事実が判明した場合は、支援を中止するとともに、支払い済みの支援金がある場合は、返還していただく場合があります。

(1) 市内スタートアップ成長支援プログラム

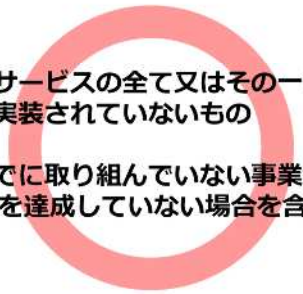
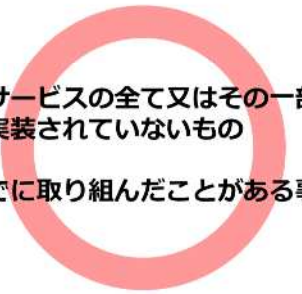
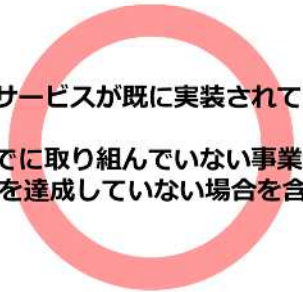

要 件	
①	スタートアップであること。
②	市内スタートアップであること。
③	市区町村税を滞納していないこと。
④	暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
⑤	本事業における取組と同一のものに対し、本事業以外で、国や自治体からの委託及び助成等を受けていないこと。 また、本事業の支援期間中は、受ける予定がないこと。
⑥	新規性(※)を有する取組を行うこと。

(2) イノベーション支援プログラム

要件	
①	スタートアップであること。
②	市区町村税を滞納していないこと。
③	暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
④	本事業における取組と同一のものに対し、本事業以外で、国や自治体からの委託及び助成等を受けていないこと。 また、本事業の支援期間中は、受ける予定がないこと。
⑤	「市内企業協業」枠については、市内企業と協力して取り組む見込みであること。 なお、市内企業は、上記②及び③の要件を満たしていること。
⑥	新規性(※)を有する取組を行うこと。

※ 新規性の考え方は、以下のとおり。

「新規性」の考え方

		スタートアップの事業領域	
		新規	既存
スタートアップの技術・サービス	新規	 <ul style="list-style-type: none"> ・技術・サービスの全て又はその一部の機能が実装されていないもの ・これまでに取り組んでいない事業領域 (PMFを達成していない場合を含む) 	 <ul style="list-style-type: none"> ・技術・サービスの全て又はその一部の機能が実装されていないもの ・これまでに取り組んだことがある事業領域
	既存	 <ul style="list-style-type: none"> ・技術・サービスが既に実装されているもの ・これまでに取り組んでいない事業領域 (PMFを達成していない場合を含む) 	 <ul style="list-style-type: none"> ・技術・サービスが既に実装されているもの ・これまでに取り組んだことがある事業領域

5 募集内容

(1) 市内スタートアップ成長支援プログラム

採択枠（募集枠）		採択予定数	募集内容
研究開発・ 実証支援	ディープテック	1社程度	「3 事業概要」の「支援対象者」 に掲げるスタートアップ
	その他分野	2社程度	
事業展開支援		1社程度	

(2) イノベーション支援プログラム 「行政課題解決」枠

以下のとおり、本市が設定した課題（テーマ）を解決するための実証実験等の取組を募集します。また、応募者が課題（テーマ）を設定するフリーテーマ枠での応募も可能です。

採択予定数	募集内容
4社程度	「3 事業概要」の「支援対象者」に掲げるスタートアップ

※ 一つのテーマにつき、採択上限社数は1社とします。

ただし、フリーテーマ枠は、複数社の採択を可とします。

No.	テーマ	内容
1	児童虐待対応 業務DX	<p>○課題 児童虐待対応件数が増加傾向にあり、法令等に則り、担当職員を増やす必要があるが、業務経験者には限りがあるため、経験の浅い職員が増え、きめ細かな人材育成に時間を要している。</p>
		<p>○実施したい実証実験、求める技術・サービス DXの活用により、事務作業時間の短縮や人材育成の強化等を図る仕組みを構築する。</p>
2	目視点検等に 代わる栈橋の 点検	<p>○課題 潮流が速い場所の海上に設置されている栈橋では、潮流の影響が比較的少ない干潮時間帯で点検を行う必要があり、さらに海水面と栈橋上部工下面部との間が狭いため、小型ボートや潜水土による目視、水中ドローン等による点検の作業時間を十分に確保することが難しい。</p>
		<p>○実施したい実証実験、求める技術・サービス 潜水土の目視点検等に代わる、海面上の狭小空間における潮流の影響を受けない新技術による施設点検を行いたい。</p>

No.	テーマ	内容
3	下水道処理設備の維持管理・保全技術のDX	<p>○課題</p> <p>下水道処理設備の維持管理においては、連続稼働を強いられる重要設備が多くあり、予期せぬ故障や緊急停止に至らないように、DXを活用した低コストな設備保全技術が求められている。</p>
		<p>○実施したい実証実験、求める技術・サービス</p> <p>下水汚泥処理設備（遠心脱水機）に対する</p> <p>①電気信号解析（ESA）を利用した設備モニタリングの有効性の確認</p> <p>②異常振動の発生原因の分析</p> <p>③安定運転につながる改善策の立案</p>
4	主要な駅周辺エリアの価値の向上	<p>○課題</p> <p>小倉・黒崎地区では、建物の建替え等、都市機能の更新が進まず、空き店舗や平面駐車場等の低利用不動産が増加するなどの課題がある。</p> <p>また、東田地区では、商業施設や博物館等の公共施設、商店街が分断され回遊が少ない。</p>
		<p>○実施したい実証実験、求める技術・サービス</p> <p>①公共空間や民間の空き地等の低利用不動産の活用と収益化</p> <p>②新たな人の流れや滞在を生む場づくり</p> <p>③人流解析や新しい移動手段など、先端技術の実証実験のフィールドとしてまちを活用</p>
5	若者のコミュニティ形成	<p>○課題</p> <p>少子高齢化の進展や単身高齢者の増加により、社会的孤立のリスクが高まるなど、地域で支援を必要とする人が増加している一方で、自治組織加入率が著しく低下するなど、地域活動の担い手が減少傾向にあり、人と人とのつながりが希薄化している。また、孤独感を抱える若年層が増加傾向にある。</p>
		<p>○実施したい実証実験、求める技術・サービス</p> <p>Z世代の若者が、人と人とのつながりを実感し、その重要性を感じるための新たなコミュニティを創出する。</p> <p>コミュニティの創出においては、オンライン上とリアルな場、双方からアプローチが可能なコミュニティとする。また、オンラインやリアルな場に参加することのハードルを下げるとともに、新たな出会いや思いがけない出会いが生まれるコミュニティの管理・運営について検証する。</p>

No.	テーマ	内容
6	市街地での鳥 (カラス、 ムクドリ) 被害の低減	<p><u>○課題</u></p> <p>市街地でのカラス、ムクドリの集団飛来は、糞害や騒音などの生活環境被害を引き起こすが、捕獲は難しく追払いしかできない。また、突然現れるため、対応が後手になる。</p>
		<p><u>○実施したい実証実験、求める技術・サービス</u></p> <p>市街地でのカラス等の飛来を、定点的かつ自動的に感知し追いかける。</p>
7	デジタル技術 を活用した 有害鳥獣の 生息域の 可視化	<p><u>○課題</u></p> <p>①有害鳥獣の生息状況等は、被害情報や捕獲情報から断片的な把握しかできておらず、効率的な対策ができない。 ②相談記録はあるものの、資料が膨大で総合的な分析ができていない。 ③地図上で表されていないため、傾向が分かりにくい。</p>
		<p><u>○実施したい実証実験、求める技術・サービス</u></p> <p>目撃・被害・捕獲情報から、簡易に生息状況マップを作成し、情報分析やマップ上で時系列的な変化を示せるサービス。</p>
8	市営住宅の 共益費徴収に 係る訪問の 負担軽減	<p><u>○課題</u></p> <p>市営住宅には共同で使用する施設があり、その維持管理及び維持管理費（共益費）は、北九州市では入居者負担としており、入居者（団地自治会等）が共益費を徴収・管理しているが、高齢化の進行に伴い、特に各戸訪問による共益費の徴収や未払い者への督促が、入居者の負担となっている。</p>
		<p><u>○実施したい実証実験、求める技術・サービス</u></p> <p>集金のための訪問を減少させるツールを活用して、共益費徴収に係る負担を軽減したい。</p>
9	フリーテーマ (応募者が 提案)	北九州市の行政課題及びその解決に資する取組を、応募者が提案してください。

(3) イノベーション支援プログラム 「市内企業協業」 枠

採択予定数	募集内容
4社程度	「3 事業概要」の「支援対象者」に掲げるスタートアップ ※応募様式に、協業先の市内企業の同意を得た上で企業名等を記載すること。

【留意事項】

(1) 応募可能な件数

全ての採択枠を通じて、スタートアップ1社につき1件とします。

なお、イノベーション支援プログラム「市内企業協業」枠について、協業先の市内企業は重複しても構いません。

※ 例（応募スタートアップが重複しなければ、協業先市内企業が重複してもよい）

- ・ 応募案件①：スタートアップA社+協業先市内企業C社
- ・ 応募案件②：スタートアップB社+協業先市内企業C社

6 資金支援の対象経費

対象経費は、本事業の取組を実施する上で必要であり、以下に掲げる経費で、最も安価かつ効果的なものを対象とします。

対象となるかどうか判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

(1) 市内スタートアップ成長支援プログラムの「人材採用支援」以外

経費	内容
土木・建築 工事費	機械装置等の製作・設置に必要な土木・建築工事、並びに付帯する電気工事に要する経費
機械装置等 製作・購入費	機械装置、その他備品の製作、購入・設置に要する経費 ※取得価額が10万円以上(消費税込み)、かつ使用可能期間(法定耐用年数)が1年以上のもの
研究開発費	研究開発に要する経費(外注費、消耗品費等)
消耗品費	資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費 ※取得価額が10万円未満(消費税込み)、又は使用可能期間(法定耐用年数)が1年未満のもの
保守・改造修理費	プラント及び機械装置等の保守、改造、修理に必要な経費
外注費	データの分析及びソフトウェア開発、設計等の請負外注に係る経費
その他経費	上記経費に属さない、知的財産権関連経費、会議費、通信料、借料、図書資料費、運送費、技術指導費、学会等参加費等 ※ 支払家賃、交際費、食料費、金融機関への振込手数料、代引き手数料等は対象外

【留意事項】

- ① 消費税相当額は対象外とします。
- ② 労務費及び旅費は対象外とします。
- ③ 本事業と関係のないものや、本事業と関係があっても日用品や汎用性の高いものは対象外とします。
- ④ 応募の際に、1品当たりの単価が20万円以上（消費税込み）の経費を計上する場合は、見積書を提出してください。
また、1件の契約が100万円以上（消費税込み）の経費を計上する場合は、原則2者以上の見積書（※）の他、仕様書、契約書案を提出してください。
※ 見積競争を実施した上で、見積額が低い方を採用。
ただし、特別な理由があり、業者が1者に特定される場合は、指定様式（経費予算明細書）にその理由（業者が1者に特定される理由、価格の妥当性）を記載すること。
- ⑤ 対象経費であっても、その支払を証明（領収書、口座振込結果等）できないものは、対象外とします。
- ⑥ 原則として、本事業の採択日以降に発注したものを対象とします。

(2) 市内スタートアップ成長支援プログラムの「人材採用支援」

経費	内容
労務費	本事業の採択日以降に採用したC x O人材（候補を含む）の 人件費
旅費 （交通費・宿泊費）	本事業の採択日以降に行った、首都圏人材又は外国人材の トライアル採用又はインターンシップについて、当該人材が要 した居住地と北九州市内のスタートアップの所在地との往復 に係る交通費及び北九州市内での宿泊費 ※ 消費税相当額も対象

※ 上記の経費に対する支援は、「人材採用支援」以外の市内スタートアップ成長支援プログラムに採択された市内スタートアップに対して行うとともに、各採択枠の支援額とは別に資金支援を行います。予算の範囲内で支援を行うため、申請いただいた労務費・旅費の全てを支援できるとは限りません。

7 支援期間

- (1) 令和6年度（1年目） 支援対象スタートアップの採択日～令和7年3月31日
- (2) 令和7年度（2年目） 令和7年4月1日～令和8年3月31日

8 スケジュール

	項目	時期	内容
令和6年度(1年目)	公募期間 (応募書類提出期間)	7月10日(水) ～8月5日(月)	本公募要領に従い、応募書類を提出してください。
	【一次審査】 書面審査	8月6日(火) ～16日(金)	書面審査を行い、一次審査通過者を決定します。
	一次審査結果通知	8月21日(水) ※予定	事務局から全ての応募者に対し、一次審査の結果を通知します。
	【二次審査】 プレゼンテーション 審査会	8月26日(月) ～28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者を含めた審査員で構成する審査会にて、プレゼンテーションを行っていただきます。 各採択枠における一次審査通過者の数に応じ、2回に分けて審査会を開催する場合があります。
	採択者決定 (二次審査結果通知)	8月末 ※予定	本事業の採択者を決定し、事務局から、全ての一次審査通過者に対し、二次審査の結果を通知します。
	支援期間 (1年目)	9月～2月末	<ul style="list-style-type: none"> 2月末までを目途に、原則として応募書類に掲げた取組を行っていただきます。 1～2月ごとに1回程度の事業進捗や経費執行のモニタリングの他、各採択者のニーズに応じた伴走支援を行います。 採択者からの希望があれば、資金支援を先に行うことができます(概算払い)。
	機運醸成イベント	10月～3月末	各採択者の紹介や本事業の取組・成果等をピッチしていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> 経費の精算 取組実績の取りまとめ 2年目支援の審査 	3月	<ul style="list-style-type: none"> 資金支援額を確定し精算払いを行います(支払時期は4月以降となる可能性があります)。 概算払いを受け、その金額よりも確定額が小さい場合は、その差額を返還していただきます。 1年目の取組実績を報告していただきます。 2年目の資金支援を希望する場合、取組内容及び必要経費をご提示いただき、審査の上、資金支援の可否及び支援額を決定します。

	項目	時期	内容
令和7年度(2年目)	支援期間 (2年目)	4月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・2月末までを目途に、掲げたKPIの達成に向けた取組を行っていただきます。 ・1～2月ごとに1回程度の事業進捗や経費執行のモニタリングの他、各採択者のニーズに応じた伴走支援を行います。 ・採択者からの希望があれば、資金支援を先に行うことができます(概算払い)。
	機運醸成イベント (成果発表：デモデイ)	10月～3月末	本事業における取組の成果等をピッチしていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の精算 ・取組実績の取りまとめ 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・資金支援額を確定し精算払いを行います(支払時期は4月以降となる可能性があります)。 ・概算払いを受け、その金額よりも確定額が小さい場合は、その差額を返還していただきます。 ・2年目の取組実績を報告していただきます。
令和8年度(3年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ ・製品・サービスの実装 	4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・資金支援は2年目までですが、伴走支援は必要に応じて行います。 ・本事業において、未実装の製品・サービスを対象とした取組については、実装(一部でも可)してください。

※ 2年目(令和7年度)の資金支援については、令和7年度予算の成立(北九州市議会の議決)をもって確定するため、その内容によっては支援額の変更又は資金支援の中止があり得ます。

9 応募手続

(1) 提出書類

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

指定様式は、北九州市のウェブサイトよりダウンロードしてください。

(URL : https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/326_00044.html)

提出書類		指定様式
①	応募様式（企業情報や本事業における取組等を記載してください） ※30ページ以内	有り
②	会社紹介資料（既存の資料があれば、ご提出ください） ※20ページ以内	無し
③	経費予算明細書（令和6年度分、令和7年度分） （本事業における取組で必要となる経費を見積もってください）	有り
④	③の積算根拠が分かる資料 （見積書、外注する場合の委託契約書案、カタログ等で金額が記載された資料を提出してください）	無し
⑤	役員等名簿 （暴力団と関係性がないことを確認するために使用します）	有り
⑥	暴力団排除に関する誓約書	有り
⑦	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） （3か月以内に取得したものを提出してください）	無し
⑧	株主名簿（持ち株比率が分かるもの）	無し
⑨	直近の市区町村税に滞納がないことの証明 （各市区町村(東京都の場合は都税事務所)で発行される納税証明書）	無し
⑩	直近2期分の決算関係書類 （貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書）	無し
⑪	北九州市認定ベンチャーキャピタルから、令和4年4月1日以降に出資を受けている証明（投資契約書の写し） ※審査における加点を受ける場合は提出	無し

(2) 提出方法

以下の URL(Google フォーム)にアクセスし、上記(1)の提出書類をアップロードして提出してください。

なお、提出された書類の修正や返却はできません。

アップロード先の URL (Google フォーム)
URL : https://forms.gle/9dbGrXNx7m5xJW7b6

※ アップロードに際しては Google アカウント (無料) の作成が必要です。

作成方法 : <https://support.google.com/accounts/answer/27441?hl=ja>

※ アップロードができない場合は、「14 問い合わせ先」までご一報ください。

(3) 提出期限

令和6年8月5日(月) 17時必着

10 審査

(1) 一次審査(書面審査)

- ① ご提出いただいた書類を基に、外部有識者を含む審査員4名による書面審査を行います。
- ② 審査を行うにあたり、事務局より個別に内容の確認を行う場合があります。
- ③ 審査結果は8月下旬頃に事務局より連絡します。
- ④ 一次審査通過者には、審査員からのコメントの送付及びプレゼンテーション審査の案内も併せて行います。
この際、応募内容の修正をお願いする場合があります。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

外部有識者を含む審査員5名による審査会において、プレゼンテーションを行っていただきます。

① 対象者

一次審査通過者

② 審査会の日程

令和6年8月26日(月)～28日(水)

※ 時間や開催方法等は別途案内

③ 審査方法

ご提出いただいた事業計画に基づいたプレゼンテーションを、5分程度行っていただきます。

その後、審査員からの質疑を10分程度行います。

(3) 審査基準

審査（一次審査・二次審査共通）は、以下の基準で行います。

評価項目		評価の視点	配点
事業性	社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会へもたらすインパクトの大きさ・広がりはあるか。 ・社会課題解決とビジネスが両立するものか。 	10点
	先進性、競合優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・競合相手に対して優位な技術や特許等を有し、模倣困難なものであるか。 	10点
	新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における取組は、技術・サービス又は事業領域において新規性を有するか。 	10点
	市場性、成長性	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット顧客が明確で需要が見込めるか。 ・参入市場は成長可能性・収益性があるか。 	10点
	実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における取組は、実現可能性が高いか。 	10点
北九州市での取組	北九州で取り組む意義	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市の現状・課題を理解しており、課題解決ができる取組の提案であるか。 ・本取組推進時の連携先や販路開拓先として想定される事業者や団体は明確か。 	10点
	成果目標、実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・設定目標は挑戦的かつ実現性の高いものか。 ・本取組及び経理事務を遂行できる実施体制となっているか。 	10点
北九州市への貢献	支援後の取組計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における支援期間の終了後も、北九州市で事業を推進する計画が、具体的に検討されているか。 	10点
	北九州市への定着	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市での事業拡大（売上、雇用、事業所拡大、設備投資等）をどの程度見込んでいるか。 	10点
その他（加点）	認定VCからの出資	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市認定ベンチャーキャピタルから、令和4年4月1日以降に出資を受けていること。 	5点
	重点分野	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市が重視する環境、ロボット、ものづくりDX、宇宙、半導体関連産業のいずれかの推進に資する取組であるか。 	5点
合 計			100点

(4) 北九州市認定ベンチャーキャピタル

審査の際に加点項目としている北九州市認定ベンチャーキャピタルは、以下のとおりです。

名 称		所在地
①	ANRI 株式会社	東京都渋谷区
②	AA ファンド有限責任事業組合	東京都渋谷区
③	AA ファンド2号有限責任事業組合	東京都渋谷区
④	インキュベイトファンド株式会社	東京都港区
⑤	株式会社 NCB ベンチャーキャピタル	福岡市中央区
⑥	epiST Ventures 株式会社	東京都新宿区
⑦	株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズ	福岡市中央区
⑧	株式会社エフベンチャーズ	福岡市中央区
⑨	Gazelle Capital 株式会社	東京都目黒区
⑩	QB キャピタル合同会社	福岡市早良区
⑪	株式会社先端技術共創機構	東京都文京区
⑫	GxPartners 有限責任事業組合	福岡市中央区
⑬	栖峰投資ワークス株式会社	京都市下京区
⑭	株式会社ゼロワンブースターキャピタル	東京都千代田区
⑮	株式会社 Deep30	東京都文京区
⑯	株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ	東京都文京区
⑰	株式会社ドーガン・ベータ	福岡市中央区
⑱	DRONE FUND 株式会社	東京都渋谷区
⑲	日本ベンチャーキャピタル株式会社	東京都千代田区
⑳	HAKOBUNE 株式会社	東京都中央区
㉑	株式会社 HERO	東京都港区
㉒	ひびしんキャピタル株式会社	北九州市八幡東区
㉓	Beyond Next Ventures 株式会社	東京都中央区
㉔	Full Commit Partners 株式会社	東京都港区
㉕	三菱 UFJ キャピタル株式会社	東京都中央区
㉖	株式会社みらい創造機構	東京都渋谷区
㉗	山口キャピタル株式会社	山口県下関市
㉘	ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区
㉙	レオス・キャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区

※五十音順

(5) 採択企業の決定（審査結果の通知）

- ① 採択企業は、審査会を参考に北九州市が決定します。
- ② 審査結果は、8月末頃に通知する予定です。
- ③ 採択企業には、資金支援の額及び採択条件を記載した通知書を、不採択企業には、不採択理由等を記載した通知書を送付します。
- ④ 審査の内容によっては、適正な資金支援を行うため、応募した資金支援の額等を修正した内容で採択を決定する場合がありますが、これについて異議がある場合は、応募の取り下げをすることができます。
- ⑤ 採択条件は以下のとおりであり、条件を満たさない場合は、採択を取り消す場合があります。

採択条件	
①	取組の実施方法等の主要な内容を変更する場合は、事前に本市の承認を受けなければならない。
②	取組を中止する場合は、本市の承認を受けなければならない。
③	取組が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに本市に報告して、その指示を受けなければならない。
④	本事業の経理については、本事業以外の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておかなければならない。 また、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類は、本事業における支援が終了した日の属する年度の終了後5年間は保存しておかなければならない。
⑤	市内スタートアップ成長支援プログラムにおいて、応募時点で市内スタートアップの要件（本社又は主たる事業所設置要件）を満たしていない場合は、本事業による支援を開始した年度中に、要件を満たすとともに、その事実を確認できる書類の写しを提出しなければならない。 また、支援期間中は、要件を満たしておかなければならない。
⑥	本市が主催する、本事業に係るイベントに参加すること。

11 採択後の流れ

(1) 資金支援額の概算払い

本事業を実施するために必要がある場合は、資金支援額の概算払いを受けることができます。

概算払いを受けようとする場合は、概算払申請書（別途案内）の提出が必要であり、概算払いの額は、審査により決定した資金支援の額を上限に、本事業を行う上で必要となる額とします。

(2) 本事業の支援期間

1年目は、採択日から翌年3月末日までを、2年目は、当該年度の4月1日から翌年3月末日までを、本事業の支援期間とします。

ただし、各年度の取組は、それぞれの年度の2月末日までに完了していただき、3月は、経費の精算手続、事業報告書の作成、2年目支援の要否に係る審査（1年目）等を行なう期間とします。

また、支援期間中は、月1回程度の定例打合せ（事業進捗の確認や経理事務モニタリング）のほか、各採択企業のニーズに応じた支援を行います。

(3) スタートアップ機運醸成イベント及び成果報告会（デモデイ）

下記のとおり、イベントを開催します。

日時及び開催方法等については、決定次第ご案内します。

① 令和6年度（1年目）

令和6年10月～令和7年3月末を目途に、スタートアップ機運醸成イベントを開催します。

各採択企業には、会社紹介や本事業における取組の紹介をピッチしていただく予定です。

② 令和7年度（2年目）

令和8年3月中下旬を目途に、本事業の取組成果の報告会（デモデイ）を開催し、発表の場を設けます。

(4) 資金支援額の精算

1年目及び2年目の各支援期間終了後、以下の書類をご提出いただきます。

本書類を受理後、最終的な資金支援の額を確定（精算）し、概算払いを受けていない場合は、支援金を支払います。

なお、概算払いを受けた場合で、その額より確定額が小さい場合は、その差額を返還していただきます。

提出書類 ※別途案内	
①	事業報告書
②	経費支出明細書
③	見積書、契約書及び領収書等の経費の根拠、支払いが確認できる書類の写し

1.2 採択の取り消し

以下の事由に該当した場合、資金支援の全部又は一部を取り消す場合があります。
また、その場合、既に資金支援が行われている場合は、返還していただきます。

取り消し事由	
①	偽りその他不正な手段により、資金支援を受けた場合。
②	支援対象経費に該当しない用途で、支援金を使用した場合。
③	本事業の採択条件に違反した場合。
④	応募資格の要件を、満たしていないことが分かった場合、又は満たさなくなった場合。

1.3 公募説明会

下記のとおり、今回の公募に係る説明会を開催します。

- (1) 日 時 令和6年7月18日(木) 14:00~15:30
- (2) 開催方法 オンライン開催
- (3) 参加方法 以下のZoomからご参加ください(事前申し込み不要)。

<https://us06web.zoom.us/j/82559954188?pwd=fY3HsJPyxmcvNdX0nwRm9cbsuH8RZx.1>

※ 先頭に「h」を加えてください。

- ・ミーティング ID:825 5995 4188
- ・パスコード:736699

1.4 問い合わせ先等

本公募に関するお問い合わせは、下記までEメール(急ぎの場合は電話)にてお願いいたします。

<問い合わせ先>

- (1) 個別相談、応募書類の提出方法、審査に関すること
企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業運営事務局
(受託業者:フォースタートアップス株式会社)
 - ・担 当:栗原、井伊
 - ・Eメール:pa@forstartups.com
 - ・電話番号:03-6893-0650
- (2) その他に関すること(応募資格、提出書類、資金支援対象経費など)
北九州市産業経済局スタートアップ推進課
 - ・担 当:小濱(おばま)、片山
 - ・Eメール:san-startup@city.kitakyushu.lg.jp
 - ・電話番号:093-582-2590

(3) 北九州市スタートアップ支援オリジナルサイト

・URL : <https://startup-kitaq.com/>